(目的)

第1条 この要綱は、財産区管理者交際費の支出及び支出状況の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交際費の支出)

第2条 交際費は、財産区管理委員が死亡した場合に、葬儀等における香典等に係る経費として 社会通念上妥当と認められる必要最小限の額を支出するものとする。

(交際費の公表)

- 第3条 交際費の支出状況の公表(以下「交際費の公表」という。)は、次に掲げる事項について 行うものとする。
  - (1) 支出月日
  - (2) 支出件名
  - (3) 支出金額
- 2 前項の規定にかかわらず、大津市情報公開条例(平成14年大津市条例第4号)第7条各号 に掲げる情報については、公表しない。

(公表の時期)

- 第4条 交際費の公表は、当該交際費を支出した日の属する月の翌月末日までに行うものとする。 (公表の方法)
- 第5条 交際費の公表は、大津市役所政策調整部市政情報課及びインターネットの大津市ホームページ内において一般の縦覧に供する方法により行うものとする。

(公表の期間)

第6条 交際費の公表は、当該交際費を支出した日の属する年度の翌年度から起算して5年間行 うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、交際費の支出及び交際費の公表に関し必要な事項は、市 長が別に定める。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、同日以後に支出する交際費について適用する。